

令和7年度		設 計		清 算	検
委託費					
業務名	旧し尿処理施設焼却炉解体に伴うダイオキシン類等の分析業務委託				
業務場所	久留米市津福本町 地内				
期間	契約締結日の翌日から 令和 7年 9月30日まで				
委託の概要					
・焼却炉内等の堆積物及び付着物のダイオキシン類等分析業務 ・焼却炉内等の堆積物及び付着物の試料採取業務					
参考数量					

委託設計書

業務委託費内訳書

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務委託費								
	分析費	分析	焼却炉内等の堆積物及び付着物	1	式			第1号内訳書
		採取	焼却炉内等の堆積物及び付着物	1	式			第2号内訳書
	諸経費			1	式			第3号内訳書
	業務価格							
	消費税等相当額							
業務委託費計								

久 留 米 市

第1号内訳書

名称	品種	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	代価番号	摘 要
ダイオキシン類含有量試験			検体	6				
重金属等8項目溶出量試験			検体	3				
計								

第2号内訳書

名称	品種	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	代価番号	摘 要
試料採取	測量技師	試料採取	人日					
	測量技師補	試料採取	人日					
	測量技師	報告書作成	人日					
	車両経費	燃料費	台時					
	車両経費	運転時間当たり損料	台時					
	車両経費	供用1日 当たり損料	台日					
計								

久 留 米 市

第3号内訳書

名称	品種	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	代価番号	摘 要
諸経費			式	1				
計								

仕 様 書

1. 業務名

旧し尿処理施設焼却炉解体に伴うダイオキシン類等の分析業務委託

2. 業務期間

契約締結の翌日から令和7年9月30日まで

3. 業務場所

久留米市津福本町 地内

4. 業務目的

本業務は、中央浄化センターの旧し尿処理施設である焼却炉の解体工事を行うに先立ち、焼却炉設備内の付着物・堆積物等に含まれるダイオキシン類濃度や重金属等濃度を調査し、解体設計を行う際に必要となる基礎データを収集することを目的とし実施する。

5. 業務内容

(1) 汚染物等のサンプリング調査

現地調査の採取箇所および分析項目・数量は下表のとおりとする。地点の詳細については別添の資料を参照すること。

試料名		分析項目	
		ダイオキシン類（含有試験量）	重金属等8項目（溶出量試験）
①	焼却炉内堆積物	○	○
②	焼却炉内付着物	○	—
③	煙突下部堆積物	○	○
④	煙突下部付着物	○	—
⑤	排水ピット堆積物	○	○
⑥	排水ピット付着物	○	—
検体数		6 検体	3 検体

重金属等8項目：カドミウム、鉛、六価クロム、総水銀、アルキル水銀、砒素、セレン、1,4-ジオキサン

(2) 仕様内容変更等の提案

過去に実施した解体事例や専門的知見をもとに、採取箇所や検体数、分析項目等について仕様内容を変更すべき点があると受注者が判断した場合は、直ちに発注者に提案するとともに発注者の指示に従うこととする。その際、請負金額に変更が生じる場合は、

契約変更の対象とする。

(3) 分析方法

分析項目ごとの分析方法は下記のとおりとする。

- ・ダイオキシン類分析：「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成 4 年厚生省告示第 192 号 平成 31 年 3 月改定）
- ・重金属等分析：「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年環境庁告示第 13 号 平成 12 年 1 月改定）

(4) 報告等

- ・調査報告書（試験結果成績書・写真帳添付）A4 版 2 部を提出すること。
- ・報告書は、検体毎に 1 部作成し、クロマトグラムを添付すること。
- ・毒性等価係数は WHO/IPCS (2006) の TEF を適用すること。
- ・分析結果が確定した時点で項目ごとに速報報告をすること。
- ・業務着手及び完了時に各届けを書面により提出すること。

6. 検査結果の確認等

発注者は報告書を受理した日から 10 日以内に検査を実施し、異常値等がある場合には、受託者に検査結果に関する資料の提出や再検査を求める場合がある。

また、検査体制（機器類等）の確認を行う場合がある。

7. 委託料の支払い

6. の検査結果の確認の完了後、受託者は発注者に対し業務委託料の支払いを請求することができる。発注者は、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払うものとする。

8. 再委託について

受注者は業務の全部又は一部を一括して第三者に委任してはならない。ただし、分析に係る機材の故障等やむを得ない理由により、業務の履行が困難になった場合等であって、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

9. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務履行の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務履行に遅れが生じるおそれがある場合は、

速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

1 0．障害者差別の禁止に関する事項

業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、発注者の取り扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

1 1．関係法令の遵守

本調査を実施するにあたり下記の関係法令を遵守することとする。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月制定）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年 9 月制定）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月）
- ・廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（平成 13 年 4 月、環境省）

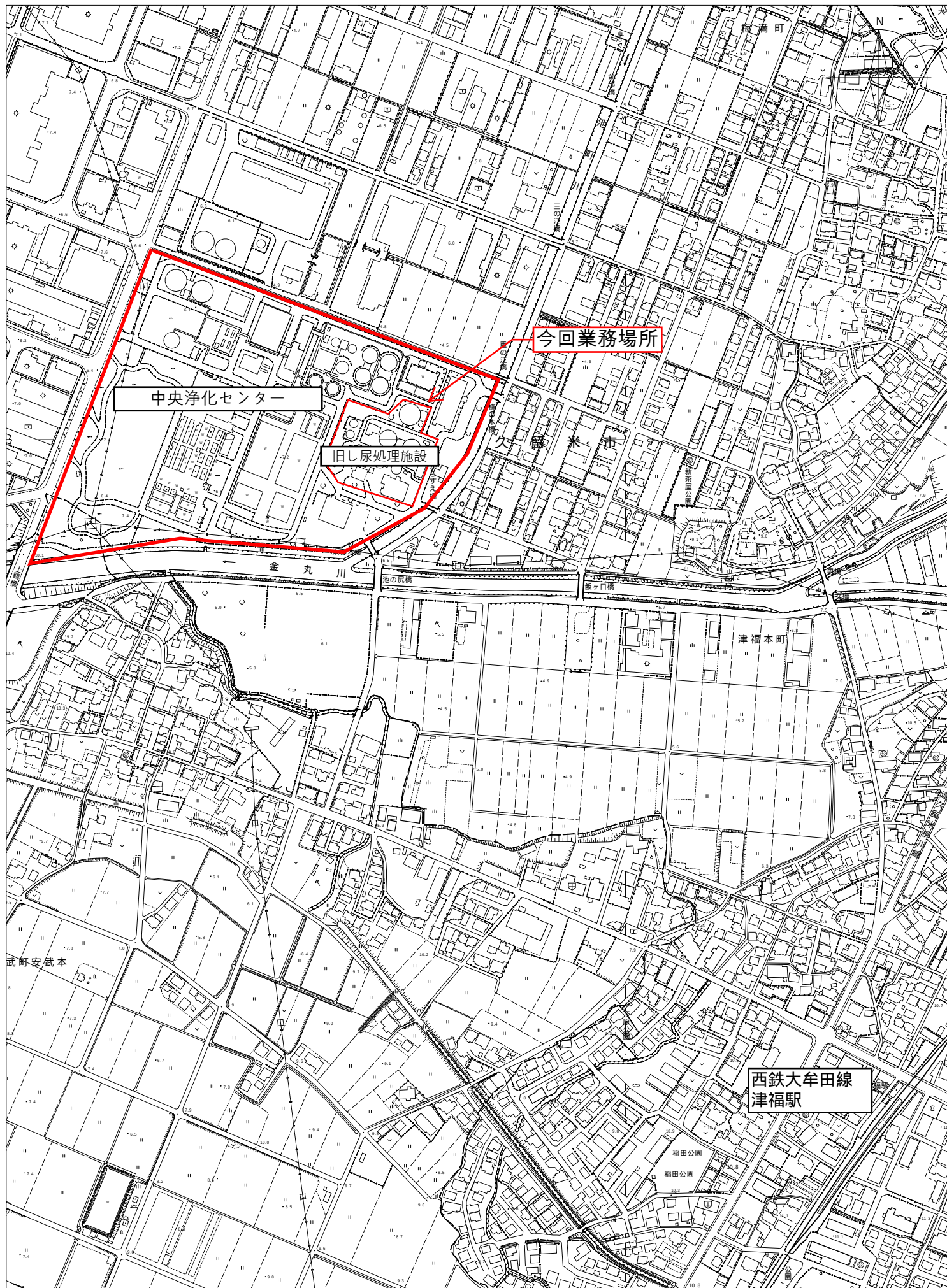
1 2．安全対策について

- （1）施設内で採取を行う際には、ヘルメット・保護手袋を着用すること。また、必要に応じて、安全帯等の保護具を着用すること。
- （2）業務履行にあたり安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じ、かつ速やかに監督職員に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。

1 3．その他

- （1）採取・分析に係る全ての機材器具、薬品等については、受注者にて準備すること。
- （2）試料採取は、監督職員立会いのもと、行うものとする。
- （3）本仕様書に明示されない事項または疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

位置図（中央浄化センター）



全体平面図（中央浄化センター）

